

平成 28 年 12 月 13 日
第 22 回東京都地域冷暖房区域指定委員会

東京都地域冷暖房区域指定委員会の運営方針

1 委員会の役割

- (1) 検討する内容に関する図書について専門的な見地から検討し、事務局に意見を述べることである。
- (2) 審議、審査を行う委員会でなく、検討のための意見、感想等について会議要録等の内容で制約をうけるものではない。

2 検討する内容

- (1) 地域エネルギー供給事業者（以下「事業者」という。）が作成した図書及び事務局作成資料について検討する。
- (2) 必要に応じて図書等を事前に委員に送付し、意見を聴取する。
- (3) 委員会の議題としては、「検討」と「報告」があり、検討した議題については、別紙の検討結果を委員会会長名で作成する。

3 委員以外の者の出席

- (1) 地域冷暖房施設が都市計画法での都市施設となるので、指導の観点から都市整備局の所管課職員に出席を求める。
- (2) 事業者が作成した図書を検討する際、必要に応じて、事業者に出席を求め説明、質疑応答させる。

4 会議の公開

- (1) 委員会の会議は、公開とする。
- (2) 会議の開催の告知は、東京都の公式ホームページに掲載することとし、報道発表などを積極的に活用し、広く周知する。